

みやぎ仙台商工会 企業広告掲載要領

1. 目的

本会ホームページ及び会報並びに封筒に「企業広告」掲載枠を設け、会員事業所の取引拡大や事業拡大に資することを目的とする。

2. 掲載可能業種・事業者

会員事業所を原則とするが、非会員でも希望する者は可能とする。ただし、次の業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者
- (2) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (4) 各種法令に違反しているもの
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (6) 前記のほか、掲載広告として適当でないと本会情報化委員会が認めるもの

3. 掲載内容

本会ホームページ及び会報並びに封筒に掲載する広告は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
- (4) 広告主以外の事業者・商品・サービス名・企業広告が掲載されているもの
- (6) 本会の業務と誤解・競合、あるいは本会の業務に支障をきたすもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないと本会情報化委員会が認めるもの

4. 広告の規格

広告の規格は別表の通りとする。

5. 広告を掲載するページ及び位置

広告を掲載するページは別表の通りとし、広告配置は本会情報化委員会が定めるものとする。

6. 掲載期間

広告を掲載する期間は1年とし、毎年の広告掲載の開始及び終了は別表の通りとする。

年度中途での掲載開始の場合、当該年度の残期間とする。

7. 広告掲載料

年間掲載料（税込み）は別表の通りとする。ただし、会費の滞納等、本会会員としての条件不備がある場合、掲載不可とする。

8. 広告掲載希望者の募集

募集は、本会ホームページ等で公募するものとし、申し込みを先着順で受け付け、予定の広告枠数に達し次第、今後の空枠の先行予約を受け付ける。

また、空枠がある場合年度中途での申し込みを受け付ける。

9. 広告掲載の申し込み

本会ホームページに掲載されている所定の広告掲載申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、別表の必要物を添えて、原則、掲載希望開始日1ヶ月前までに申し込むものとする。なお、申し込み方法は、本会への郵送、FAX送信、直接持参のいずれかとする。また、広告案の原稿は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

10. 広告掲載の決定

広告掲載の可否及び可否について疑義が生じた場合は、本会情報化委員会で協議のうえ決定する。また、可否決定結果並びに掲載内容及び条件等について、掲載開始希望日の3週間前までに、掲載希望者に通知する。

年度中途での申し込みの場合は本会情報化委員会で協議決定後速やかに通知を行う。

11. 広告掲載承諾書の提出と料金の払い込み

広告掲載可の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）は、掲載開始希望日の2週間前までに、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第2号様式）を本会に提出し、本会が指定する口座に広告掲載料を納付するものとする。

年度中途での申し込みの場合は本会情報化委員会の通知後速やかに納付するものとする。

12. 広告内容、デザイン等の協議

広告の内容及びデザインについては、本会及び本会ホームページ及び会報、封筒の信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と本会が必ず協議することとする。

13. 広告内容等の変更

本会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはその恐れがあるとき、又は本要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができ、広告主はこの指示に従わなければならない。なお、広告の内容等の変更は、広告主の負担で行うものとする。

14. 広告掲載の取り消し

本会は、次のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。なお、本理由から広告の掲載を取り消した場合も、納付済みの広告掲載料・広告掲載申込書・承諾書は返還しない。

- (1) 指定する期日までに書類の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 広告主に本会の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった

とき

- (4) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (5) 広告主の廃業・倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

15. 広告掲載の取り下げ

広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。なお、広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により本会に申し出なければならないものとし、本理由から広告の掲載を取り下げた場合も、納付済みの広告掲載料・広告掲載申込書・承諾書は返還しない。

16. 掲載期間の延長

掲載期間内に、本会の都合で本会ホームページを一時的に閉鎖した場合や、本会会報が年間予定回数発行出来なかった場合には、閉鎖日数並びに未掲載回数に応じて掲載期間を延長する。また、広告主の責に帰さない理由により、本会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数並びに回数に応じて掲載期間を延長する。ただし、本会ホームページの閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

17. 広告掲載料の返還

本会は、前記により広告が掲載できなかった場合で、且つ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。なお、返還する広告掲載料は、別表の通りとする。また、還付する広告掲載料には利子は付さない。

18. 広告主の責務

広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。また、広告主は広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本会に対して保証するものとする。なお、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

19. 損害賠償

広告掲載によって本会の体面を傷つけた場合、本会は広告主に損害賠償を請求することができる。

附則 本要領は、平成25年12月20日から実施する。

附則 本要領の一部改正（消費税増税に伴う広告料の改正、年度中途申込時の広告料の追加）は、平成26年12月25日より実施する。

別表

広告の種類	ホームページバナー広告	会報広告	封筒広告
広告の規格	<ul style="list-style-type: none"> ■ [サイズ] 縦 80ピクセル×横 240ピクセル ■ [画像形式] GIF (アニメーション不可)、JPEG、PNG ■ [容 量] 60KB以内 	<ul style="list-style-type: none"> ■ [サイズ] ① 4分の1ページ (下段全枠) ② 4分の1ページ (下段半枠) ■ [カラー] 一色刷り (白黒) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ [サイズ] 角 2 封筒 縦 7.5 cm×横 11cm 長 3 封筒 縦 4.5cm×横 10cm ■ [カラー] 一色刷り (緑)
広告掲載場所	トップページ	2 頁～5 頁	封筒裏面
広告枠数	■10 枠	<ul style="list-style-type: none"> ■下段全枠 2 枠 ■下段半枠 4 枠 	<ul style="list-style-type: none"> ■角 2 4 枠 ■長 3 2 枠
広告掲載期間 (封筒は印刷枚数)	年度掲載 ※4 月 1 日 (土日祝日の場合はその翌日)、終了日は 3 月 31 日 (土日祝日の場合はその前日) 年度中途掲載の場合 掲載開始日から終了日は 3 月 31 日 (土日祝日の場合はその前日)	年度掲載 4 月発行分から翌年 1 月発行分 (年 5 回発行) ※印刷部数 2,500 部×5 回 年度中途の場合 2,500 部×残発行回数	年間印刷枚数 角 2 2,000 枚 長 3 4,000 枚
広告掲載料 (消費税別途)	<ul style="list-style-type: none"> ■会員 12,000 円/年 ■非会員 36,000 円/年 年度中途掲載 ■会員 1,000 円/月 ■非会員 3,000 円/月 	<ul style="list-style-type: none"> ■会員 下段全枠 10,000 円 下段半枠 5,000 円 ■非会員 下段全枠 30,000 円 下段半枠 15,000 円 年度中途掲載 年間掲載の 1/5 を残発行回数分に乘じた額 	<ul style="list-style-type: none"> ■会員 角 2 10,000 円 長 3 5,000 円 ■非会員 角 2 30,000 円 長 3 15,000 円 ※版代は別途実費とする
広告掲載申込時必要物	<ul style="list-style-type: none"> ■広告掲載申込書 ■広告デザインデータ ■リンク先のトップページの写し 	<ul style="list-style-type: none"> ■広告掲載申込書 ■広告デザインデータ 	<ul style="list-style-type: none"> ■広告掲載申込書 ■広告デザインデータ
広告掲載料の返還	バナー広告を本会ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする	全掲載回数 (5 回) 分から、未掲載回数 (未発行分) 分を計算した額とする。	

